

川越市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード

訪問型サービス(平成27年4月1日以降新規に指定された事業者用)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	※(注1) 事業対象者・要支援2 (週3回程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	※(注2) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで 267単位	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	※(注2) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで 271単位	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	※(注2) 事業対象者・要支援1・2(週2回を超え る程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで 286単位	287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型 サービス費 (独自) (短時間サービス)	※(注2) 事業対象者・要支援1・2(20分未満) ※1月につき22回まで 166単位	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

※(注1)のサービスコードA2については、事業対象者に使用することは想定しておりません。

※(注2)の回数制のサービスコードA2については、川越市は月額報酬制のため、使用は想定しておりません。